

第三次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第1回点検結果(暫定版) に関する意見の募集の結果

■概要

第三次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第1回点検結果(暫定版)について、以下のとおり意見募集を行った。

- (1) 意見募集期間 : 平成26年12月27日(金)から平成27年1月22日(木)まで
- (2) 告知方法 : 電子政府の総合窓口(e-gov)、環境省ホームページ及び記者発表
- (3) ご意見提出方法 : 郵送、ファックス又は電子メール

■意見募集の結果

- 意見提出者数 : 11個人/団体
- 意見数 : 22件

■ご意見の内容とそれに対する考え方(案)

別添のとおり

意見 No	報告 書	項目名等	御意見	御意見に対する考え方(案)
1	33, 74	II 第2節(4) 循環型社会ビ ジネス市場規 模, IV 第3節【評 価・課題】	<p>本件計画は、循環型社会ビジネス市場規模の平成32年度目標を66兆円(平成12年度の約2倍)としている。ところが、本件点検結果(暫定版)によると、循環型社会ビジネス市場規模は、平成24年度時点で平成12年度と比べてほとんど増えていない。このため、このままでは、この目標を達成することは、相当困難だと思われる。</p> <p>したがって、同点検結果II第2節1において、循環型社会ビジネス市場規模の目標は、平成32年度において66兆円(平成12年度の約2倍)であること、及びこのままでは、この目標を達成することが相当困難であることを明記した上、この原因を究明し、この究明結果に基づき適切かつ具体的な対応策を講じるべきだと思う。</p> <p>この点、同点検結果IV第3節「評価・課題」〇2は、この原因を平成20年秋に起こった世界金融危機の影響としている。しかし、平成24年度において平成23年度からたった約1パーセントしか増加していないことに照らせば、循環型社会ビジネスが有する外部経済が十分市場経済に取り込まれていない、経済的な負担を負ってまで循環型社会ビジネスを利用しようという意識が国民にない、循環型社会ビジネスを妨げる不合理な規制がある等、他にも多くの原因が考えられるのであり、このような目標を定めた以上、責任を持ってしっかり原因を究明し、必要な対策をとるべきだと思う。</p>	<p>御意見を踏まえ、II第2節1(4)に、下記文章を追加しました。 「ただ、循環型社会ビジネス市場規模の目標は、平成32年度において平成12年度の約2倍としており、達成に向けての取組が必要となっています。」</p> <p>さらに、VIの「今後の進捗点検の展開の方向」に記載の通り、評価・課題については、結果のみで判断するのではなく、なぜそのような結果となったのか、要因分析を行って参ります。</p>

意見 No	報告 書	項目名等	御意見	御意見に対する考え方(案)
2	62	II 第2節 2 (12)エ、オ	<p>「エ」については、経団連の環境自主行動計画の中で「製品アセスメント」及び「環境配慮設計」について記載している業種の数に記載されている。これは各業種がこの用語を使ったか否かを基準に算出したものであるが、実態が適切に反映されていない。例えば、造船業界の計画には「船舶や海洋構造物等の開発・設計段階から環境に配慮」との記載があり、環境配慮設計に取り組んでいるにもかかわらず、カウントされていない。また、個別業種版は、各業種の創意工夫のもとで記載しており、製品アセスメントのガイドラインの整備や環境配慮設計等の取組みについて、記載をしていなくとも取り組んでいる例は多々ある。モニター指標とはいえ、実態を正確に反映していないデータを掲載すべきではない。</p> <p>「オ」については、基本計画34頁に記載されているモニター指標は、「資源生産性の向上等に向けた目標を設定している事業者数」であり、資源生産性の向上等に向けた指標は多様であるにもかかわらず、「第三次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第1回点検結果について(暫定版)」では「資源生産性の向上を目標に設定している業種」のみがモニターの対象として記載されており、実態を適切に反映していない。</p> <p>よって、「エ」と「オ」欄の記述は、誤解を招くため削除すべきである。</p>	<p>「エ」については、御指摘を踏まえ、「環境配慮設計」に類する取組として、「設計段階から(の)環境(に)配慮」、「環境配慮型製品開発の指標として、環境効率基本式を活用し、商品ごとに目標を設定し展開」「企画設計段階から建設資材の原投入量の削減を図り」を含むこととし、これに応じて、ベアリング(日本ベアリング工業会)、造船(日本造船工業会)、住宅(住宅生産団体連合会)を追加いたしました。</p> <p>第三次循環型社会推進基本計画(以下、第三次循環基本計画)上、何らかの定量評価が求められていることから、「製品アセスメント」という用語により取組を記載している業種」と限定、「環境配慮設計」に類する取組を記載している業種」と修正した上で、結果は【参考】として扱います。</p> <p>「オ」については、御意見のとおり、「資源生産性の向上等に向けた目標」は多様であることから、「資源生産性の向上」のみならず、「再資源化率」、「リサイクル率」、「最終処分率」、「グリーン購入率」の目標設定の有無も、モニターしております。</p> <p>この上で、御意見を踏まえ、「同環境自主行動計画における業種別独自目標としては、「再資源化率、リサイクル率」は26業種(データ取得のみを含む)、「最終処分率、最終処分量原単位」は6業種、「グリーン購入率、環境配慮製品等購入率」は3業種が掲げています。一方で、資源生産性の向上を目標に設定している業種はありません」と修正いたしました。</p>

意見 No	報告 ページ	項目名等	御意見	御意見に対する考え方(案)
3	74	IV 第3節【評価・課題】⑤	<p>資源生産性は、国民・企業の努力だけで改善できる性質のものではなく、内外の経済情勢、資源価格、為替等、変動要因が多岐にわたるため、目標として設定することは適切でない。</p> <p>また、第三次循環型社会形成推進基本計画にも、循環を量の面から捉えるステージから質の面から捉えるステージに進んでいる旨の記載があるとおり（基本計画1頁）、定量的な側面に偏重すべきでない。資源生産性に係る目標を設定するか否かは業種の実情に応じて決定するものであり、資源生産性に係る目標を設定している事業者数の多寡をもって、資源生産性の向上等に向けた取組を評価すべきではない。</p> <p>2Rについても同様に、事業者は積極的に2Rに関する取組を進めており、2Rの取組方法は様々であることから、数字ばかりを注視し、目標設定の有無によって評価をすべきでない。</p> <p>よって、「資源生産性や2Rの取組に係る目標を設定している事業者はほとんどありません。」との記述は削除すべきである。</p>	<p>御意見を踏まえ、V 第3節【評価・課題】⑤を「業種別の独自目標を含め、設定されている目標のほとんどは最終処分量や再資源化率等です」と修正いたしました。</p>
4	74, 100	IV 第3節【評価・課題】⑤ VI 今後の展開の方向	<p>事業者は積極的に2Rに取組んでいる上、製品アセスメントのガイドラインの整備状況については、意見2のとおり事実に基づいていない。また、資源生産性に関する意見は上記意見3のとおりであり、取組の指標として適切とはいえないため、資源生産性に関する記述については、削除するか、第三次循環型社会形成推進基本計画に記載されているとおり（基本計画40頁）、業種ごとの実情に応じて検討することが重要である旨を付記していただきたい。</p> <p>よって、事業者の検討課題として、2Rの取組や、製品アセスメントのガイドラインの整備を掲げるのは不適切であり、削除すべきである。また、資源生産性については、削除するか、「…目安を定めることなどの」後に「業種の実情に応じた」を挿入すべきである。</p>	<p>2Rの取組に関しては、第三次循環基本計画で「取り組むべき課題」の第一として「2Rの取組がより進む社会経済システムの構築」が掲げられているとともに、その中で「事業者においても、長寿命化や省資源化など、2Rを目標とした製品づくりやサービスの提供が求められる」とされており、事業者の課題としても記載しております。</p> <p>また、御意見を踏まえ、「2Rの取組を進めるとともに、業種に応じて、製品アセスメントのガイドラインの整備や、資源生産性などの考え方にもとづいた取組の方向性や方針、目安を定めることなどの検討が重要となります。」と修正いたしました。</p>

意見 No	報告 ページ	項目名等	御意見	御意見に対する考え方(案)
5	74, 100	IV 第3節【評 価・課題】⑤ VI 今後の展 開の方向	<p>業種によっては、資源生産性の向上が困難な場合がある。例えば非鉄金属製錬業においては、銅等の非鉄金属は国際的に使用量が増加しており、高品位の原料の枯渇や原料価格の上昇により、従来よりも低品位な原料の使用を余儀なくされている。</p> <p>よって、事業者の検討課題の資源生産性に関する記述については、削除するか、第三次循環型社会形成推進基本計画に記載されているとおり（基本計画40頁）、業種ごとの実情に応じて検討することが重要である旨を付記されたい。</p>	<p>御意見を踏まえ、P74については「2Rの取組を進めるとともに、業種に応じて、製品アセスメントのガイドラインの整備や、資源生産性などの考え方にもとづいた取組の方向性や方針、目安を定めることなどの検討が重要となります。」、P100については「リデュース・リユースの取組を進めるとともに、業種に応じて、製品アセスメントや環境配慮設計、資源生産性などの考え方にもとづいた取組の方向性や方針、目安を定めることなどの検討を行うこと。」と修正いたしました。</p>
6	77	IV 第4節【評 価・課題】②	<p>個別指定制度については、環産発第060704001号において「都道府県知事等による指定制度を活用した適正な建設汚泥の再生利用の促進を期待しているところである」旨を通知しているが、未だ1件も活用事例がない自治体が多い状況である。</p> <p>建設汚泥の再生利用促進は急務であることから、建設汚泥を大量に発生させる工事の発注者・施工者に対して本制度の活用を促すなどして活用を促進すべきである。</p> <p>よって、一般廃棄物の特例制度（再生利用指定制度）を積極的に活用することについて記載されているが、同様に産業廃棄物の特例制度（再生利用個別／一般指定制度）についても、事業者等に積極的な活用を促すとともに積極的に指定することについて記載すべきである。</p>	<p>産業廃棄物については、国による特例制度である再生利用認定制度で建設汚泥について告示で指定していること、また、再生利用指定制度のもとでの建設汚泥の指定に当たっては、建設汚泥廃棄物が再生利用の用途に要求される品質を満たしていること、生活環境保全上の支障が生ずるおそれのないこと、その搬出が適正な再生利用のための需要に添った計画的なものであること等の要件があることから、特に自治体の課題として記載されていませんが、自治体において引き続き再生利用が促進されることが重要だと考えます。</p>

意見 No	報告 書 シ	項目名等	御意見	御意見に対する考え方(案)
7	79-	V 国の主な取組状況	<p>循環型社会を形成するためには、産業界の取組に加え、政府による政策的支援や、法制度の運用改善・見直しが不可欠である。</p> <p>よって、経団連は毎年、循環型社会形成推進に向けた規制改革要望を提出しており、それに対する検討状況や今後の方向性を個別具体的に記載していただきたい。</p>	<p>本点検報告書は、第三次循環基本計画に記載された取組について評価・点検するものであり、個別の要望に対するの対応をお答えするものではありません。</p> <p>なお、廃棄物は、不要物であるために、自由な処分に任せるとぞんざいに扱われるおそれがあり、生活環境保全上の支障を生じる可能性があります。また、いったん不適正に処理されれば、原状回復が困難であり、膨大な社会コストと生活環境保全上の支障を生ずるおそれがあります。</p> <p>このため、御指摘の要望については、現場からの要望として真摯に受け止めつつ、慎重に考えていく必要があります。</p>
8	87	V 2【現在の状況】	<p>セルロース系エタノール製造のための技術開発を楽しみにしている。雇用を生み出し、若者たちにとって働きやすい環境になっていくことを期待している。よろしく願いたい。</p>	<p>御意見の通り、セルロース系エタノール製造のための技術開発を進めることは重要と考えております。</p>
9	96	V 10 (1) 災害廃棄物の処理	<p>復興予算の不適切な流用について、反省を求める。</p>	<p>御意見として承ります。</p>
10	96- 98	V 10 (2) 放射性物質に汚染された廃棄物の処理	<p>現行の処理は、放射性物質の汚染拡散防止、集中管理の原則に反し、また公害企業に対する責任を免除する措置であり、妥当なものと思えない。</p>	<p>指定廃棄物の各県内処理は、閣議決定された特措法に基づく基本方針です。放射性物質に汚染された廃棄物の処理については、様々な御意見があることは承知しており、御指摘の点については、一つの御意見として参考とさせていただきます。</p>

意見 No	報告 ページ	項目名等	御意見	御意見に対する考え方(案)
11	96- 98	V 10 (2) 放射性物質 に汚染された 廃棄物の処理	<p>福島県内の汚染廃棄物対策地域における廃棄物の撤去と仮置場への搬入、福島県内の指定廃棄物と中間貯蔵施設、福島県外の指定廃棄物については、放射性物質の取り扱いについて、専門のノウハウがあるわけでもないJESCOに取り扱わせるのはそもそも不適切な判断だった。専門のノウハウを持つ管理者を置き、利益相反関係にない公正・公平な第三者機関の監視のもと厳重に作業を行うべきと考える。</p> <p>また、福島県外に搬出する場合は、他府県の処分場に押し付けたり、不法投棄・不法流通が行われないように監視し、早期に汚染排出企業である東京電力の責任において、その所有する敷地内で引き取らせ、利益相反関係にない公正・公平な第三者機関の監視のもと厳重に管理すべきと考える。</p>	<p>中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)は、国が強い指揮監督権限を有する特殊会社であり、国と一体となって事業を実施することが可能です。また、これまで9万カ所以上に保管されていた有害なPCB廃棄物の処理を通じて蓄積されてきた、有害廃棄物の一元的な輸送管理やモニタリング、PCBの無害化処理、多重防護の思想に基づく安全確保、地域住民の立場に立った説明や対話による信頼醸成等のJESCOのノウハウを中間貯蔵事業に活用することにより、安全かつ効果的な事業の推進をすることができるとしております。中間貯蔵事業の実施に当たっては、放射線の専門家の採用等も含め必要な体制の強化を図りつつ、これまでの知見を活用しながら事業を行うことにより、国が単独で事業を実施するよりも一層安全かつ確実な事業の実施を確保できることからJESCOを活用することとしたものです。</p> <p>第三者機関による監視については、国と福島県及び大熊町・双葉町との間で、中間貯蔵施設に係る安全協定を締結する予定です。その安全協定には、施設の監視への住民の参加、問題が生じた場合に施設への搬入を停止する措置などを規定することが検討されております。安全協定に基づき、不法投棄等がないようにしっかりと管理することが重要と考えております。</p> <p>中間貯蔵施設の貯蔵物の県外最終処分については、幅広く意見を承りながらしっかりと行っていくことが重要であると考えております。</p>
12	96- 98	V 10(2)【評 価・課題】	<p>ここでいう「安全性」とはどのような状態をいうのか。その内容を示さないと適切な評価ができないと考える。</p>	<p>利用者等の追加被ばく線量が10マイクロシーベルト/年以下になるように管理された状態をもって安全性を確保した状態としております。具体的な考え方については、「福島県内における公共工事における建設副産物の再利用等に関する当面の取扱いに関する基本的考え方」(平成25年10月25日、関係6府省庁)をご確認下さい。 (http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/pdf/131025_01a.pdf)</p>

意見 No	報告 ページ	項目名等	御意見	御意見に対する考え方(案)
13	97	V 10(2)【現在の状況】	<p>政府が2015年1月から進めると表明した搬入延期によって、福島県内の自治体の仮置き場保管も延長となっている。住民説明でようやく理解は得ているものの、保管の再延長で住民の不安、心配が高まっている。政府は今後の整備計画について、具体的なロードマップを示す必要がある。</p>	<p>今後の整備計画についての具体的なロードマップを示すべきという御意見については、各地の仮置場から中間貯蔵施設への搬出工程は、仮置場から搬出する土壌等の量、中間貯蔵施設の用地の確保状況や施設の整備状況などに左右されるため、現時点で直ちに具体的なロードマップを示すのは困難であります。</p> <p>しかしながら、関係市町村、地権者及び周辺住民の方等に見通しを持っていただけるよう、中間貯蔵施設の整備状況等については随時公表することとしております。</p> <p>また、保管期間が3年に近づいている仮置場においては、日常の点検において、被覆シートや集水設備の劣化・破損の有無に、特に注意を払っており、万一、これら設備に劣化や破損が認められる場合は、早期に補修を行うこととしています。</p>

意見No	報告書 ページ	項目名等	御意見	御意見に対する考え方(案)
14	97	V 10(2)【現在の状況】	現地に聞いたところ、減容化した汚泥の搬出先の施設整備が完了せず、現地の保管が継続していると聞いている。	減容化した汚泥については、現在、搬出先の施設整備を順次進めており、受入が開始でき次第、速やかに搬出する予定となっております。
15	97-98 第三次循環基本計画本文 64-65	V 10(2) 放射性物質に汚染された廃棄物の処理 第三次循環基本計画本文 第5章第4節 東日本大震災への対応	<p>下水汚泥の減容化处理、農林業系副産物等の減容化处理、公共工事における建設副産物の再生利用、飼料の暫定許容値の設定、肥料の暫定許容値の設定及び汚染された肥料の使用、生産及び流通に関して、減容化の名のもとに行われている高温加熱処理は、放射性物質の見かけ上の減容に過ぎず、汚染の拡散でしかないので不適切だし、更にその廃棄物を、リサイクル利用するなどのもつてのほかである。</p> <p>放射性物質の生体に対する安全な閾値はなく、汚染排出企業である東京電力の責任において、その所有する敷地内で引き取らせ、利益相反関係にない公正・公平な第三者機関の監視のもと厳重に管理すべきと考える。</p> <p>また、バイオマス発電やゴミ発電、火力発電などへの再利用や、自動車、建築資材などへの再利用や流通も、上記と同じ理由からやめるべきである。</p> <p>放射性物質は、環境中で循環再利用すべきではなく、ましては監督省庁が推進すべきものでは断じてない。</p> <p>さらに、循環型社会形成推進基本計画P. 64～65についても、上記に同じである。</p>	<p>減容化については、既に稼働している仮設減容化施設において、排ガス等のモニタリングを実施し、周辺環境に放射性物質が漏れていないことが確認されています。</p> <p>他の御意見については、一つの御意見として参考とさせていただきます。</p> <p>また、今回の意見募集は、第三次循環基本計画は対象としていないため、計画に対する御意見については、御意見として承りません。</p>
16	100	VI 今後の展開の方向	<p>「国際的な廃棄物管理の取組に関する情報収集や連携の更なる促進、国際的な資源循環に関する研究、円滑な資源輸送に必要な港湾施設の整備や受入体制の確保に関する取組を進めること。」という記載の冒頭に、「我が国での利用量に限界がある石炭灰や高炉水砕スラグを始めとする鉄鋼スラグは、公共事業の削減などに伴い利用量の減少が必至であることから、輸出の円滑化を早期に推進すること。そのため、」を追加して頂きたい。</p> <p>第三次循環型社会形成推進基本計画において、国際的取組の推進の一つとして「輸出の円滑化を図る」とされていますが、例えば平成26年度のセメント生産・販売は前年比減に転じるなど、利用量の減少が現実となりつつある。循環資源として活用可能にもかかわらず大量に埋立処分するような事態を回避するためにも、輸出の円滑化を早期に推進することが重要である。</p>	<p>V 9(2)「循環資源の輸出入に係る対応」において、「国際的な移動が環境負荷の低減や資源の有効利用に資する循環資源について、移動の円滑化を図るために、「他国において安定的な需要のある石炭灰などの循環資源について、審査の考え方を見直す等、輸出手続きを迅速化し、円滑化するための具体的な方策の検討を行っています」と取組が記載されていることから、主に取組が不十分である点を挙げている「今後の展開の方向」には、記載しておりません。</p>

意見 No	報告 ページ	項目名等	御意見	御意見に対する考え方(案)
17	- 全体		<p>リサイクルは、手段であって目的ではない。 「サイクル」するためにもエネルギーは消費されるのだから、リサイクルするよりリユース、リユースよりメンテナンスフリーでの高耐久の方がベターである。</p> <p>たとえば建築において、価値が低いのに手間のかかる割に安い＝費用対効果の低い「コンクリートの骨材化」や「木材の再製材」といったものは幾らリサイクルのパーセンテージが高くても省資源効果は低く、寿命が30年の木造を倍の耐久性の鉄筋コンクリート造への建て替えに公的助成をする方が、リサイクルの根底にある方向性において、はるかに大きな寄与を成す。</p>	<p>御意見の通り、第三次循環基本計画では、下記の方針の下、対策を進めることとしております。 「廃棄物等については、技術的及び経済的に可能な範囲で、かつ、循環基本法で定められている優先順位(①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分)に従い、対策を進める。ただし、同法に定めっているとおり、この順位によらない方が環境への負荷を低減できる場合には、この優先順位によらず、より適切な方法を選択するものとする。」(第5章第1節)</p> <p>また、「量」だけでなく「質」にも着目した循環型社会の形成に向けて、「リサイクルを行うことで、かえって必要なエネルギー量の大幅な増加などの環境負荷を招かないよう、LCA(ライフサイクルアセスメント)の視点を重視する。」(第5章第2節1(3))こととしております。</p>
18	- 全体		<p>レジ袋使用の動向については、商品として売られている家庭用プラスチック袋の販売量などもモニタリングするなどして、家庭でのプラスチック袋の総体的使用量を把握して評価するべきである。</p>	<p>II第2節2(4)ア「レジ袋辞退率」において、有料のものを含めレジ袋を使用しなかった買い物客の割合を示しております。</p>

意見 No	報告 書 目次	項目名等	御意見	御意見に対する考え方(案)
19	-	全体	<p>材質が燃えるゴミと区別しやすいプラスチックに比べて紙類の分別収集の割合が低い印象がある。品種別の古紙の再利用状況（2006年）（下記URLの12頁の図6） http://www.env.go.jp/press/files/jp/12608.pdf や紙パックの回収率の推移 http://www.yokankyo.jp/cat02.html のような調査結果を記載し、紙類の3Rについても言及いただければ、ごみの排出量のさらなる減少に効果的であると考えられる。</p> <p>プラスチックのリサイクルに関しても 詰替・付替製品出荷率（23頁）以外に、ペットボトルのリサイクル率の推移（下記URL） http://www.petbottle-rec.gr.jp/data/calculate.html や発泡スチロールのリサイクル率の推移（下記URL） http://www.jepsa.jp/recycle/results.html やプラスチック基礎知識2014（下記URL）の5頁から8頁の図表 http://www.pwmi.or.jp/pdf/panf1.pdf も掲載し、リサイクルの中でも特に近年伸び悩んでいるマテリアルリサイクルの割合を増加させたいと言及していただきたい。 そのためにはすでに回収率の高いペットボトルや食品トレーに加えて卵パックなどの透明容器の回収率を増加させることが重要であると考えられる。 全体を通して、現状をさらに改善するためにはどうすれば良いかを具体的に示すような、例えばミックスペーパー（雑紙）や透明容器の分別収集にさらに力を入れるなどの文言を追記いただければ、資源循環により貢献できる計画になるのではないかと考える。</p>	<p>容器包装のリサイクル等を推進するための取組については、現在、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルワーキンググループ、中央環境審議会循環型社会部会容器包装の3R推進に関する小委員会合同会合において検討しているところです。</p>
20	-	全体	<p>水の使用量についても評価の対象にするべきである。</p>	<p>第三次循環基本計画においては、水の使用については取組や指標を設定していないため、本点検報告書では評価をしておりません。</p>